国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員就業規則を次のとおり改正する。

現　　行	改　　正	備　　考
国立大学法人東京農工大学職員就業規則 平成１６年4月7日 １６　経教　規則第３号		
第１条～第３条　省略	第１条～第３条　省略（現行どおり）	
（職員の定義及び適用範囲） 第４条　省略 ２　前項各号の一に該当し常時勤務を要しない職員の就業については、国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則、国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則、国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター研究員就業規則及び、国立大学法人東京農工大学保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員就業規則に定める。	（職員の定義及び適用範囲） 第４条　省略（現行どおり） ２　前項各号の一に該当し常時勤務を要しない職員の就業については、次の各号に掲げる就業規則に定める。 一　国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則 二　国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員就業規則 三　国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター研究員就業規則 四　国立大学法人東京農工大学保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員就業規則	
３　第１項各号の一に該当し科学技術振興調整費による、特定の教育・研究分野等に従事する職員の就業については、国立大学法人東京農工大学における「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業、「理系女性のエンパワーメントプログラム」事業、「ユビキタス＆ユニバーサル情報環境の設計技術者養成」事業及び「アグロイノベーション研究高度人材養成」事業に従事する職員就業規則を定める。 ４　第１項各号の一に該当し文部科学省等から委託された、受託事業契約による、特定の教育・研究分野等に従事する職員の就業については、国立大学法人東京農工大学における「東京農工大学キャリアパス支援センター事業」に従事する職員就業規則及び国立大学法人東京農工大学における「先端ものづくりIT　エンジニア育成プログラム」事業に従事する職員就業規則を定める。 ５　第１項各号の一に該当し文部科学省の大学改革推進等補助金による、特定の教育改革推進事業に従事する職員の就業については、国立大学法人東京農工大学における「新しい地球人養成プログラム」に従事する職員就業規則を定める。	３　第１項各号の一に該当し、特定の教育・研究分野等又は特定の教育改革推進事業に従事する職員の就業については、次の各号に掲げる就業規則に定める。 一　国立大学法人東京農工大学における「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業に従事する職員就業規則 二　国立大学法人東京農工大学における「東京農工大学キャリアパス支援センター事業」に従事する職員就業規則 三　国立大学法人東京農工大学における「新しい地球人養成プログラム」に従事する職員就業規則 四　国立大学法人東京農工大学における「ユビキタス＆ユニバーサル情報環境の設計技術者養成」事業に従事する職員就業規則 五　国立大学法人東京農工大学における「アグロイノベーション研究高度人材養成」事業に従事する職員就業規則 六　国立大学法人東京農工大学における「先端ものづくりIT　エンジニア育成プログラム」事業に従事する職員就業規則 七　国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員就業規則	
６　学長は、第１項第１号に該当し、極めて優れた教育・研究業績を有すると認める者又は極めて高度の専門的な知識経験若しくは優れた識見を有すると認める者について、別に定める要項により、その都度、個別の雇用契約を締結することができる。	４　学長は、第１項第１号に該当し、極めて優れた教育・研究業績を有すると認める者又は極めて高度の専門的な知識経験若しくは優れた識見を有すると認める者について、別に定める要項により、その都度、個別の雇用契約を締結することができる。	

第5条～第３７条　省略 （育児休業等） 第３８条　育児休業等について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学育児休業等規程による。 （介護休業） 第３９条　介護休業について必要な事項については、国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程による。 第４０条～第６３条　省略 附　則　省略	第5条～第３７条　省略（現行どおり） （育児休業、介護休業等） 第３８条　育児休業、介護休業等について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学育児休業、介護休業等規程による。 第３９条　削除 第４０条～第６３条　省略（現行どおり） 附　則　省略（現行どおり）	

附　則（２１経教規則第７号）
この規則は、平成２１年4月１日から施行する。